

主任技術者等の兼務制限の緩和について

1 趣 旨

昨今の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境課における施工体制の合理化を図るためにも、一定の要件を満たす場合には現場代理人の現場への常駐義務が緩和されてきているところです。

しかしながら、令和5年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって社会資本に甚大な被害が生じるなど、地域の実情に応じたさらなる対応が必要です。

よって、今後、発注される災害復旧工事等について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和します。

2 内 容

(1) 契約金額4,000万円未満の工事について

請負金額が**4,000万円（建築一式工事8,000万円）未満の工事**に係る現場代理人は、**5件まで兼務を認めます（兼務する全ての災害復旧工事が4,000万円未満かつ工事箇所が那珂川市内の公共工事であれば、災害復旧工事の件数は無制限とします。）**。

(2) 契約金額4,000万円以上の工事について

請負金額が**4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上**の工事にかかる主任技術者等は、**工事場所が那珂川市内で密接な関係がある公共工事であれば2件（災害復旧工事を含む場合は5件）まで兼務を認めます。**（監理技術者の場合は兼務不可となります。）

請負金額(税込)	主任技術者	現場代理人
4,000万円以上 (8,000万円以上)	2件 (5件) ※1	2件 (5件) ※1
4,000万円未満 (8,000万円未満)	制限なし	5件 (制限なし) ※3

※1 工事場所が那珂川市内で**密接な関係**※2がある公共工事とする（兼務の申請により兼務が認められた場合）
（様式1-2「現場代理人・主任技術者 兼務申請書（災害復旧工事含む）」）

カッコ内の件数は、災害復旧工事を含む場合

（例）災害復旧工事＝4件 一般工事＝1件・・・O.K 災害復旧工事＝3件 一般工事＝2件・・・O.K
災害復旧工事＝2件 一般工事＝3件・・・N.G

※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※3 工事箇所が那珂川市内の公共工事とする。

兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る現場代理人は、一般工事の場合に行っている**発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。**

※ 上表中の請負金額のカッコ内の金額は、建築一式工事における金額である。

3 適用期間

令和5年12月1日から

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、この取扱いの対象とします。